

# 私立保育所等における 医療的ケア児保育事業補助金について

～対象施設～

- ・ 保育所
- ・ 認定こども園（全類型）
- ・ 地域型保育事業所



札幌市子ども未来局子育て支援部施設運営課

# 医療的ケア児保育事業補助金の概要

## ・事業概要

対象施設において、喀痰吸引、導尿、経管栄養等による恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（以下、医療的ケア児）を入所させ、その医療的ケアを行うための看護師の person 費等の一部を補助するもの。

## ・対象児童

特定教育保育給付認定の2号3号認定を持つ医療的ケア児で、集団保育が可能と市が認めた児童。（市から医療的ケア児であると認定を受ける必要があります。）





# 医療的ケア児保育事業補助金の補助額等①

【補助単価】 1施設あたり年額最大5,289千円 ※令和4年度ベース

① 1施設あたり	440,800円/月×児童が看護師に医療的ケアを受けた月数
② 対象経費	看護師の person 費、医療的ケア児保育補助事業に要する備品購入費（上記期間中の総額）

①と②を比較して低い方を補助対象とする（千円未満切り捨て）。

例) 医療的ケア児が令和4年4月～令和5年3月まで入所。当該児童の医療的ケアのために令和4年6月～令和5年3月までの10か月、看護師を雇用した。当該期間の person 費として、施設が460万円支出した場合。

①440,800円/月×10か月=440.8万円 ②施設が支出した person 費=460万円

①と②を比較して①が補助対象額となる。

## 医療的ケア児保育事業補助金の補助額等②

【複数児童受入時の加算】 1施設あたり年額最大10,579千円 ※令和4年度ベース

同月に対象児童が二人以上在籍しており、対象児童の医療的ケア児保育事業を実施するために、複数人の看護師を配置する場合、補助単価を増額し月額881,600円となる。

① 1施設あたり	881,600千円/月×児童が看護師に医療的ケアを受けた月数
② 対象経費	複数名の医療的ケア児を受け入れた際の複数人の看護師の person fee (上記期間中の総額)

前頁と算出方法は同じ。①と②を比較して低い方を補助対象とする（千円未満切り捨て）。